

名古屋市交通局管理規程第1号

連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月8日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

第17条の6の2第4号中「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の次に「又は旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。